勘定別情報（中間損益計算書関係）

（平成28年４月１日から平成28年９月30日まで）

（単位：百万円）

科　　目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	67,019	127,293	△ 5,008	189,305
資金運用収益	66,567	122,645		189,213
役務取引等収益	73			73
その他業務収益	12			12
その他経常収益	6			6
管理勘定事務受託費	360		△ 360	
一般勘定貸受取利息		12	△ 12	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		4,635	△ 4,635	
経常費用	54,785	60,714	△ 5,008	110,491
資金調達費用	47,292	59,254		106,547
役務取引等費用	73	88		161
その他業務費用	1,236	929		2,166
営業経費	1,534	81		1,616
管理勘定借支払利息	12		△ 12	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	4,635		△ 4,635	
一般勘定事務委託費		360	△ 360	
経常利益	12,234	66,579		78,813
特別利益	220,000	223,770	△ 220,000	223,770
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		3,770		3,770
特別損失	220,000	290,349	△ 220,000	290,349
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		70,349		70,349
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
中間純利益	12,234			12,234

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成29年６月30日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事開始の日
東関東自動車道水戸線 （茨城県潮来市延方から茨城県鉾田市秋山まで）	茨城県鉾田市塔ケ崎から茨城県鉾田市秋山まで	新設工事	平成29年７月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成29年６月30日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑴⑤ロのうち、㈠を削り、㈡を㈠に改める。

１．［２］⑵㉒に、次を加える。

（ヘ）企画割引「京都・若狭路・びわ湖ぐるっとドライブパス2017」

イ）割引をする自動車

ハ）に定める期間のうち連続する最大２日間若しくは３日間又は休日２日間（ただし、平成29年11月24日を含む。）に、ニ）に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び京都府道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

ただし、ロ）に定める２日間利用、３日間利用及び休日２日間利用の別に、同一のＥＴＣカードにより本割引の適用を２回受けた後、同カードを使用して通行する場合を除く。

ロ）割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	料金の合計額		
車種	２日間利用	３日間利用	休日２日間利用
軽自動車等	4,200円	5,100円	3,900円
普通車	5,300円	6,100円	4,700円

ハ）実施する期間

平成29年７月１日から平成29年11月30日までとする。ただし、平成29年８月10日から平成29年８月16日までの間を除く。

ニ）適用区間

中央自動車道西宮線の米原ジャンクションから西宮インターチェンジまで、北陸自動車道の敦賀インターチェンジから米原ジャンクションまで、近畿自動車道名古屋神戸線の甲賀土山インターチェンジから大津ジャンクションまで、城陽インターチェンジから八幡京田辺インターチェンジまで、高槻第一ジャンクションから川西インターチェンジまで（ただし、当該区間に係る供用開始の日から適用する。）、草津ジャンクションから大津ジャンクションまで及び高槻第一ジャンクションから高槻第二ジャンクションまで（ただし、当該区間に係る供用開始の日から適用する。）、近畿自動車道敦賀線の吉川ジャンクションから敦賀ジャンクションまで、中国縦貫自動車道の吹田ジャンクションから吉川ジャンクションまで並びに第二京阪道路の起点から八幡京田辺ジャンクションまでの区間並びに京滋バイパス、京奈道路及び京都縦貫自動車道並びに京都府道路公社が管理する丹波綾部道路及び綾部宮津道路の全区間

ホ）割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対して適用する。